

# 第3問 答案用紙

## (会 計 学)

### 問1

(1) (単位：千円)

①	94,166	②	30,400	③	25,914	④	153,600
---	--------	---	--------	---	--------	---	---------

(2) (単位：千円)

①	97,000	②	741,867	③	145,000	④	154,520
⑤	5,100	⑥	1,620	⑦	720	⑧	13,120
⑨	16,000	⑩	71,760	⑪	16,400	⑫	11,440

### 問2

(1) 引当金処理の場合、有形固定資産の除去に必要な金額が貸借対照表に計上されないため、資産除去債務の負債計上が不十分となる。一方、資産負債の両建処理は、有形固定資産の取得等に付随して不可避免的に生じる除去サービスの債務を負債として計上するとともに、対応する除去費用をその取得原価に含めることで、当該有形固定資産への投資について回収すべき額を引き上げ、この結果、有形固定資産に対応する除去費用が減価償却を通じて、当該有形固定資産の使用に応じて各期に費用配分されるため、引当金処理を包摂するものといえる。これらの点より、引当金処理ではなく、資産負債の両建処理が採用されている。

(2) 評価・換算差額等は、払込資本ではなく、かつ、未だ当期純利益に含められていないため、報告主体の所有者である株主に帰属するものではない。また、一般的に、資本取引を除く資本の変動と利益が一致するという関係は、会計情報の信頼性を高め、企業評価に役立つものと考えられており、当期純利益が資本取引を除く株主資本の変動をもたらすという関係が重視される。したがって、評価・換算差額等は、株主資本とは区別する。

新株予約権は、新株予約権者との直接的な取引によるものであり、報告主体の所有者である株主に帰属するものではないため株主資本とは区別する。

## 第4問 答案用紙<1>

(会 計 学)

### 問1

(1)

第1法は、付与したポイントと商品との将来の交換を、当初売上取引の構成要素として取り扱わず、顧客への商品の販売促進に資する別個の取引として取り扱う考え方である。

一方、第2法は、付与したポイントと商品との将来の交換を、当初売上取引において、値引きやリベートと同様に考慮すべき販売条件の1つとしてとらえる考え方である。

(2)

利息費用は退職給付債務の履行に関する資金調達費用、期待運用収益は年金資産に関して生じる資金運用収益を意味しており、これらは退職給付を後払いすることに伴う財務活動によって生じたものとみなすことができるという考え方が、利息費用と期待運用収益を営業損益計算の区分と別の区分で表示する方法の基礎にある。

(3)

第1法によれば、ヘッジ手段の損益は繰り延べられ、ヘッジ対象の損益が認識される時点で認識される。第2法によれば、ヘッジ対象の損益は繰り上げられ、ヘッジ手段の損益が認識される期末時点で認識される。第1法はヘッジ対象の損益が実現するまでは、ヘッジ手段の損益も未実現とみなすものであり、繰延ヘッジ損益は未実現損益の性格を有する。

### 問2

〔設問1〕

「営業活動によるキャッシュ・フロー」を算定すると、【ケースⅠ】はプラス450、【ケースⅡ】はマイナス150である。したがって、当期純利益に対するキャッシュの裏付けという観点からすれば、【ケースⅠ】と【ケースⅡ】の当期純利益は意味が異なる。

第4問 答案用紙<2>  
(会 計 学)

[設問 2]

発生主義会計のもとでは、収益と費用は現金収入・支出の時点とは無関係に、企業に経済価値が流入・流出したとみなされる時点で認識されるため、その差額である当期純利益は企業の業績尺度を示しているという点で、両ケースの当期純利益の意味は共通している。

問 3

(1)

[設問 1]

A	法的形式
B	比較可能性

[設問 2]

「平成 19 年リース会計基準」は、資産の所有に伴うリスクと経済的便益の実質的な移転の観点から、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類し、異なる事実（対象）には異なる会計処理を行うのに対し、IASBは、リース物件の使用権の移転に着目し、同様の事実（対象）には同一の会計処理を行うべきと主張する。

(2)

〈第 1 法〉セール取引とリースバック取引を別個独立の取引と考え、それぞれ独立した会計処理を行う。ただし、セール取引とリースバック取引の対象が同一であることから、売却益は実現していないと考えられるため、長期前受収益として繰り延べることになる。

〈第 2 法〉有形固定資産を売却し、リース物件を使用する権利を取得した取引と考え、セール取引とリースバック取引の対象が異なることから、それぞれ独立した会計処理を行う。

〈第 3 法〉セール取引とリースバック取引が実質的に一体化した金融取引と考え、リース物件を担保にした借入として会計処理を行う。

第5問 答案用紙<1>  
(会 計 学)

問1

(1)	回収可能性があると判断された繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産性があるとされている。
(2)	実効税率が引き下げられた場合、繰延税金資産が将来の法人税等の支払額を減額する効果が減少するため、繰延税金資産を新たな税率に基づき再計算し、繰延税金資産の減少額は法人税等調整額に加減して処理する。また、税率が変更された旨および修正額を注記する。

問2

	※ 348 百万円
(1)	<p>計算過程：①未認識過去勤務債務 <math>1,050 \text{ 百万円} \times 4,000 \text{ 百万円} / (4,000 \text{ 百万円} + 6,000 \text{ 百万円}) = 420 \text{ 百万円}</math></p> <p>②未認識数理計算上の差異</p> <p style="text-align: center;"><math>200 \text{ 百万円} \times (10 \text{ 年} - 1 \text{ 年}) / 10 \text{ 年} \times 4,000 \text{ 百万円} / (4,000 \text{ 百万円} + 6,000 \text{ 百万円}) = 72 \text{ 百万円}</math></p> <p>③退職給付費用の額 <math>420 \text{ 百万円} - 72 \text{ 百万円} = 348 \text{ 百万円}</math></p>
(2)	<p>制度の積立不足（または積立超過）を示す額をそのまま負債（または資産）として計上し、</p> <p>制度の積立状況を正確に反映させ、貸借対照表において報告する金額の表現の忠実性および理解可能性を高めるためである。</p>

※ 早期割増退職金  $2,000 \text{ 百万円} (= 50 \text{ 名} \times @20 \text{ 百万円} + 100 \text{ 名} \times @10 \text{ 百万円})$  を加算して  $2,348 \text{ 百万円}$  として解答することも考えられる。

問3

(1)	企業会計基準 第 1 号 第 17 項
(2)	<p>C社が保有するP社株式は、企業集団で考えた場合、P社が保有する自己株式と同様の性格であるため、P社の持分相当額は自己株式として純資産の部の株主資本から控除し、C社に対する投資勘定を同額減額する。</p>
(3)	<p>C社の資産および負債を追加取得日の時価で評価し、追加取得した株式に対応する部分の評価差額を追加計上し、C社の資本（当該評価差額を含む）のうち追加取得した株式に対応する持分と追加投資額との間に生じた差額をのれんまたは負ののれんとして処理する。</p>

第5問 答案用紙<2>  
(会 計 学)

問4

(1)	減損の兆候は、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象であり、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が実際に生じた場合のみならず、変化が生ずる見込みである場合も該当する。取締役会による工場の売却決議が行われた時点で、回収可能価額を著しく低下させる変化が生じると見込まれるため、減損の兆候に該当し、減損損失の計上に結びつく。	
(2)	2,300	百万円

問5

(1)	1,320	百万円
(2)	1,056	百万円
	理由：追加取得時に負ののれんが生じているが、これは利益計上されるため、子会社（A社）取得時に計上されたのれんの未償却額がのれんとして計上される。	
(3)	470	百万円
	理由：E社はP社の緊密者に該当するが、子会社には該当せず、A社の少数株主となるため、A社の資本のうちE社に帰属する部分の金額が少数株主持分として計上される。	

問6

(1)	△365	百万円
(2)	0	百万円
	計算過程：①繰延ヘッジ損益 10 百万ドル × (@120 円 - @80 円) = 400 百万円 ②為替換算調整勘定 △365 百万円 ③400 百万円 > 365 百万円 ∴ 0 百万円	